

議 第 4 8 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）3月10日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「500,000円」を「508,000円」に、「428,000円」を「434,000円」に、「401,000円」を「407,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月15日条例第23号）

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は次のとおりとする。 議長 <u>508,000円</u> 副議長 <u>434,000円</u> 議員 <u>407,000円</u>	(議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は次のとおりとする。 議長 <u>500,000円</u> 副議長 <u>428,000円</u> 議員 <u>401,000円</u>